



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ディーワンダーランド
代表者名 代表取締役社長 久野 哲彦
(J A S D A Q ・ コード (9611)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理部長 大浦隆文
電話 03-5421-6111

無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第238条第2項、第239条第1項及び第309条第2項第6号の規定に基づき、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行について、以下の要領により平成18年6月9日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は、本臨時株主総会における第3号議案「定款一部変更の件」において、発行可能株式総数の増加に関する承認決議及び証券取引法による届出の効力発生を条件といたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件の新株予約権を付した新株予約権付社債の募集をすることを必要とする理由

先般、当社は、短期間での売上規模の拡大、収益力の向上を目的として、当社が持つインターネット上のインフラ構築及び運用のノウハウを活かす事業として、「ブランド品リサイクルのインターネット・オークション事業」（以下「本件事業」といいます。）を推進するため、当社の完全子会社である株式会社大黒屋ホールディングス（以下「大黒屋ホールディングス」といいます。）を介し、株式会社大黒屋ほか2社（以下「大黒屋等」といいます。）を買収いたしました。当該買収に際しては、株式会社みずほ銀行より、大黒屋ホールディングスに対して、合計110億円のノンリコース・ローンの供与を受けております。当該ノンリコース・ローンのうち35億円分については、短期ローンとして平成18年9月末日の弁済期限が迫っており、大黒屋ホールディングスにおいては、当該弁済に充当するため、早急な資金調達が必要となっております。また、本件事業を円滑に遂行するためには、かかる資金調達を迅速に行い、上記短期ローンの弁済を滞りなく行うことが必須の条件となります。そこで、当社は、限られた日数におけるいくつかの資金調達の方法を検討してゆく中で、当社普通株式の株式市況（株価・出来高・騰落習性・ファンダメンタ

ル事項・消化可能性等）が悪化した場合でも、当社の資本調達目的の実現可能性と投資家（新株予約権者）の当社に対する投資リスク、その他の資本調達方法との比較等を踏まえて資金調達を行うために、選択肢の1つとして、第三者割当の方法により転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）を発行し、その調達資金をもって大黒屋ホールディングスの上記資金需要に迅速に応え、且つ本件事業の円滑な遂行を意図するものであります。新株予約権の条件につきましては、上記の事情を考慮した上、当社の資産状態、収益状況、社債の金利及び償還条件等を踏まえて決定いたしました。なお、本件を実施することにより、当社の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は大きなものになることが予想されますが、本件事業の円滑な遂行により、当社の業績の回復、業容の拡大を図ることで、株主の皆様のご期待にお応えするべく全力を尽くす所存であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 社債の名称 | 株式会社ディーワンダーランド第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 |
| (2) 社債の総額 | 金35億円以下の範囲で取締役会にて決定する。 |
| (3) 各社債の金額 | 金1,000万円 |
| (4) 社債の払込金額 | 額面100円につき金100円 |
| (5) 社債券の形式 | 無記名式に限る |
| (6) 利 率 | 本社債に利息は付さない。 |
| (7) 償還期限 | 発行日より4年の範囲で取締役会にて決定する。 |
| (8) 申込期間 | 本議案の可決後1年以内の範囲で取締役会にて決定する。 |
| (9) 払込期日（発行日） | 本議案の可決後1年以内の範囲で取締役会にて決定する。 |
| (10) 割当方法 | 第三者割当の方法によることとし、具体的な割当先については取締役会にこれを一任する。なお、当社の大株主である齋藤武氏及びその親族、並びにオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社に對して割り当てられる場合もある。 |

(11) 本社債の償還の方法

イ 満期償還

償還期限に本社債の発行総額を償還する。ただし、本社債の買入消却および繰上償還に関しては本項ロ及びハに定めるところによる。

ロ 買入消却

当社は、本社債の発行日の翌日以降いつでも本社債を買入れ、これを消却することができる。この買入消却による場合、当社は買入れにかかる本社債と一体をなす本新株予約権を同時に無償にて取得するものとする。

ハ 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の社債権者は、本社債発行後いつでもその選択により、償還日から30日以上60日以内の書面による事前の通知を行うことにより、その保有する本社債の全部又は一部を、本社債額面金額の100%で償還するよう当社に請求することができる。この規定による本社債の繰上償還があった場合、当社は本社債と一体をなす本新株予約権を同時に無償

にて取得するものとする。

ニ 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額に対する所定の割合（取締役会にて決定する。）で表される償還金額で繰上償還することができる。この規定による本社債の繰上償還があった場合、当社は本社債と一体をなす本新株予約権を同時に無償にて取得するものとする。

ホ 債務不履行による強制償還

当社が、元本の支払遅延その他本社債の要項に記載する当社の義務に違反した場合、本社債権者は、当社に対して、本社債について期限の利益の喪失を通知することができる。同通知がなされた場合、当社は、本社債の額面金額にて直ちに本社債を償還するものとし、この場合、当社は本社債と一体をなす本新株予約権を同時に無償にて取得するものとする。

ヘ 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(12) 物上担保・保証の有無

本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

(13) 財務上の特約

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定しまたは第担保を提供する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

(14) 本新株予約権付社債の譲渡による取得の制限

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とするものとする。

3. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は取締役会にて決定する。但し、本新株予約権の合計数は、350 個までを上限とする。

(2) 本新株予約権の払込金額 無償とする。

(3) 本新株予約権の割当日 本社債の払込期日

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、次に定める通りとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{各社債権者が本新株予約権の行使請求のために提出した本社債払込金額の総額}}{\text{転換価額（下記(5)①に定義される「転換価額」をいい、同②及び③に基づく修正・調整があった場合は当該修正・調整後の転換価額）}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

①本新株予約権 1 個の行使により出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。また、本新株予約権の行使に際して当社普通株式 1 株あたりにつき出資される財産の価額（以下「転換価額」という。）は、当初、本社債の払込期日の直前の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。以下「当初転換価額」という。）とする。

②転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、転換価額は、行使請求が行われた日において、行使請求が行われた日の前日（以下「決定日」という。）までの 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日は直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）のジャスダックにおける当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 150%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。但し、本項③による調整を受ける。）を上回ることとなる場合には、修正後転換価額は上限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の 50%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。但し、本項③による調整を受ける。）を下回ることとなる場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、時価算定期間内に、本項③で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

③転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後転換価額} & = & \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合その他一定の事由が発生した場合にも適宜調整される。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使があった場合、当社は当該行使のあった本新株予約権が付された本社債の払込金額全額について期限の利益を当然に放棄するものとし、当該本新株予約権の権利者は当該本社債をその払込金額全額と同価額をもって現物出資するものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

割当日より本社債の償還期限の前銀行営業日（本社債が繰上償還される場合には、当該償還

日の前銀行営業日)までの範囲で、取締役会にて決定する。

- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の払込金額中資本に組入れない額は、当該払込金額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該払込金額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた額とする。

- (9) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

- (10) 本新株予約権の取得事由

当社は、上記 2. (11)ロ、ハ、ニまたはホに定める事由が生じた場合、同ロ、ハ、ニまたはホに定めるところに従い、本新株予約権を無償にて取得するものとする。

- (11) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡は出来ず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本新株予約権の価値と発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個に対して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、転換価額は、当初、本社債の払込期日の直前の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）のジャスダックにおける当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の 90%に相当する金額とするが、当社普通株式の株式市況（株価・出来高・騰落習性・ファンダメンタル事項・消化可能性等）の諸事情を勘案し、当社の資本調達目的の実現可能性と投資家（新株予約権者）の当社に対する投資リスク、その他の資本調達方法との比較等を踏まえて総合的に検討した結果、修正後転換価額を、当初の転換価額の 150%に相当する金額を上限転換価額、50%に相当する金額を下限転換価額と決定した。

4. その他

上記のほか、本新株予約権付社債発行の詳細については当社取締役会に一任とする。

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

大黒屋ホールディングスによる、みずほ銀行に対してのノンリコース・ローン 35 億円（平成 18 年 9 月末日弁済期限）の返済資金として、全額を同社への投融資に充当いたします。

(2) 前回調達資金の使途

平成 18 年 3 月 30 日払込の第三者割当増資による手取額 5,475 百万円の使途につきましては、大黒屋の買収資金を必要とする大黒屋ホールディングスへの出資金に全額充当いたしました。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達により収益への大きな影響はありませんが、金融収支の改善等が見込まれます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、平成 18 年 3 月に大黒屋株式等の譲受けに要する資金調達のために、総額 5,500 百万円（1 株当たり 250 円 22 百万株）の第三者割当増資を行いました。また、平成 18 年 6 月 9 日開催予定の臨時株主総会において、財務体質の改善し、今後柔軟な資本政策の展開を図れるよう、減資及び資本準備金の減少の実施を付議する予定であり、これにより平成 17 年 9 月期における当期末処理損失の全額を解消する予定であります。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要政策の一つとして認識しております。今後につきましては、業績回復に注力し、株主各位のご期待に沿うべく、全力を傾けていく所存であります。その一方で企業体質の強化、及び業容の拡大に備えて内部留保を充実させることも目標としております。この内部留保につきましては、将来的には収益の向上を通じて株主の皆様へ還元出来るものと考えております。

(2) 内部留保資金の使途

前記 (1) の通り、今後の事業展開と経営体質の強化に充当いたします。

(3) 配当決定にあたっての考え方

前記 (1) をご参照ください。

(4) 過去 3 決算期の配当状況等

当社は、該当決算期に係る配当を行っておりません。

3. その他

(1) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 用
平成 15 年 9 月 26 日	1,500,240 (千円)	3,719,819 (千円)	有償第三者割当増資 発行株式数 3,572 千株 発行価額 420 円 資本組入額 210 円
平成 18 年 3 月 30 日	5,500,000 (千円)	6,469,819 (千円)	有償第三者割当増資 発行株式数 22,000 千株 発行価額 500 円 資本組入額 250 円

② 過去3決算期間の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移

	平成 15 年 9 月期	平成 16 年 9 月期	平成 17 年 9 月期	平成 18 年 9 月期
始 値	399 円	420 円	190 円	315 円
高 値	654 円	450 円	553 円	368 円
安 値	300 円	165 円	165 円	168 円
終 値	420 円	195 円	318 円	229 円
株価収益率	—倍	—倍	—倍	—倍
株主資本利益率	—倍	—倍	—倍	—倍

注) 1.平成 18 年 9 月期は平成 18 年 5 月 12 日現在で表示しております。

2.株価収益率、株主資本利益率は、各期とも当期損失のため記載しておりません。

以上